（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正）

第三　厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十四年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二号中「二級課程」を「介護職員初任者研修課程」に改め、「修了した者」の下に「（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）第一号及び第二号に掲げる者を除く。）」を加える。

（厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第四　厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二　削除

第三号のイの⑵の㈡中「サービス提供責任者」の下に「（指定居宅サービス等基準第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）」を加え、同イの⑸中「実務者研修修了者」を「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得した者（以下「実務者研修修了者」という。）」に、「施行規則」を「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）」に改める。

第七十四号を次のように改める。

七十四　削除

（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者の一部改正）

第五　厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二号中「介護保険法施行規則」を「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則」に、第三号中「二級課程」を「介護職員初任者研修課程」に改める。

○厚生労働省告示第六十三号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第六項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1に次のように加える。

1098　コラーゲン使用吸収性神経再生誘導材

別表第2に次のように加える。

1793　心臓マッピングシステムワークステーション

○厚生労働省告示第六十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

1193　心臓マッピングシステムワークステーション

○厚生労働省告示第六十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第九十三条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表に次のように加える。

241　心臓マッピングシステムワークステーション

○厚生労働省告示第六十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「及び1093から1095まで」を「、1093から1095まで及び1098」に改める。

○厚生労働省告示第六十七号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十二日　厚生労働大臣　田村　憲久

本文に次のように加える。

804　コラーゲン使用吸収性神経再生誘導材

805　心臓マッピングシステムワークステーション

○農林水産省告示第六百六十九号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十二日　農林水産大臣　林　芳正

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項

地位を承継する卸売業者の名称　株式会社宮崎魚市場

地位を承継される卸売業者の名称　宮崎中央魚類株式会社

卸売の業務を行う市場　宮崎市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

合併の年月日　平成二十五年三月十五日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項

一　卸売の業務を行う者の名称　株式会社宮崎魚市場

卸売の業務を行う市場　宮崎市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

許可の年月日　昭和五十二年七月十一日

二　卸売の業務を行う者の名称　宮崎中央魚類株式会社

卸売の業務を行う市場　宮崎市中央卸売市場

取扱品目の部類　水産物部

許可の年月日　昭和五十二年七月十一日

○経済産業省告示第五十一号

工業用水道事業費補助金交付規則（昭和三十二年通商産業省告示第三百二十三号）は、廃止する。

ただし、平成二十四年度以前の年度の予算に係るこの告示による廃止前の工業用水道事業費補助金交付規則に基づく工業用水道事業費補助金については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十二日　経済産業大臣　茂木　敏充